

## 感染症 **プラス** 入院一時金保険

(引受基準緩和型)

ご契約年齢

[有期] 31~74歳

[終身] 20~79歳

### 感染症プラス入院一時金保険 (引受基準緩和型)

日帰り入院でも入院一時金が受け取れるプランです。新型コロナウイルス等による入院にも対応！

プラン例

ご加入時年齢：60歳  
 保険期間・保険料払込期間：10年

クレジットカード払： **2,340** 円 (男性)  
 (月払) **1,820** 円 (女性)

60歳

61歳

70歳

削減期間  
(1年間)

入院一時金※1 **5万円**

災害入院一時金※2 **5万円**

60歳

61歳

70歳

健康状態にかかわらず更新できます。(※3)

削減期間中に支払われる一時金は、責任開始期以後の不慮の事故を原因とする場合を除き**表示金額の半分**となります。  
なお、感染症プラス入院一時金保険に削減期間はありません。

※ 選択緩和型入院一時金保険を付加した保険期間有期のプランは31歳から74歳の方がご選択いただけます。  
また、20歳～30歳および75歳以上の方については保険期間終身でのお取り扱いのみとなります。

**健康上の理由で保険をあきらめていた方も、  
かんたんなチェックでお申し込みいただけるかすぐにわかります！**



お支払いサービスが充実！専門知識を有するライフカウンセラーが  
**「かけつけて」「その場でお手続き」** します！



認知症予防をサポートする**各種サービス**をご利用いただけます！

# この保障の特長・ポイント

## 入院一時金

1日以上入院をしたときに、一時金をお支払いします！

ポイント

1

**日帰り入院から**入院日数にかかわらず一時金をお支払いします！

ポイント

2

**新型コロナウイルス等の所定の感染症やスポーツ中の事故など**による入院で**最高40万円**受け取ることができます！

(※) 選択緩和型入院一時金保険と感染症プラス入院一時金保険をそれぞれ入院一時金額20万円で同時に付加した場合。なお、感染症プラス入院一時金保険は、責任開始日から10日以内に発病した感染症はお支払いの対象にはなりません。なお、ご職業によってはご加入できない場合があります。

ポイント

3

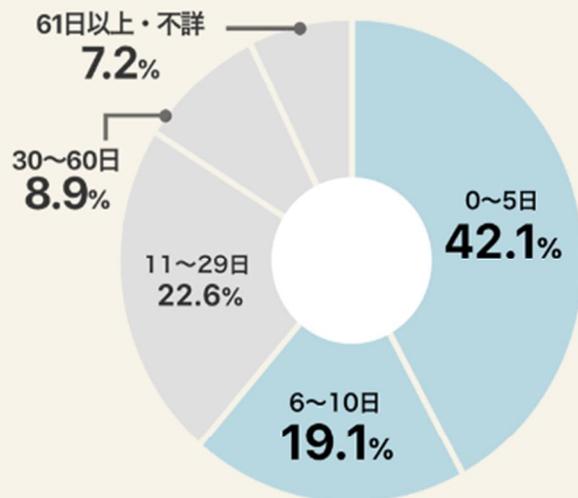
**医療費以外の以下のような費用**にもご活用いただけます！

- ・食事代などの生活費・病院への交通費・日用品などの購入費
- ・ご家族の宿泊費、差額ベッド代 など

# 入院日数が短くなくても、想像以上に費用はかかります！

チェック1

## 平均入院日数

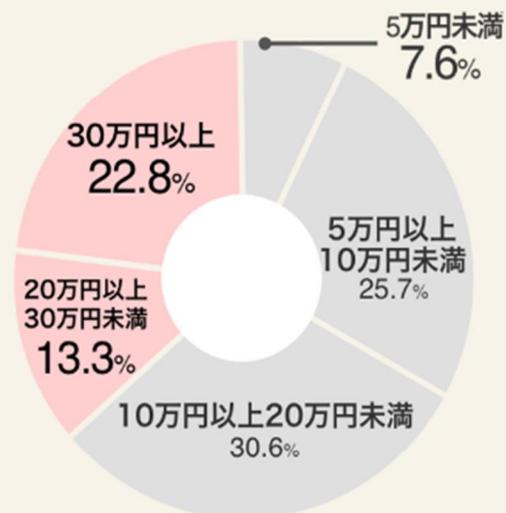


厚生労働省「平成29年患者調査」

10日以内の入院が  
全体の約**60%**です！

チェック2

## 入院時の自己負担費用\*



\* 治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。

生命保険文化センター「令和元年度生活保障に関する調査」

自己負担額20万円以上が  
約**3人に1人**の割合です！

入院日数は短期でも  
自己負担額は高額になる  
ケースがあります！



- この保険は、健康に不安のある方でも、簡単な告知により一定の条件の下で医療保険が確保できる選択緩和型の保険です。ただし、一般の保険より、保険料が割高となります。（感染症プラス入院一時金保険を除く）
- 契約日から起算して1年を経過する年単位の応当日の前日までの期間を「削減期間」といいます。削減期間中に支払われる給付金等は、責任開始期以後の不慮の事故を原因とする場合を除き、半分に削減されます。なお、感染症プラス入院一時金保険に削減期間はありません。
- 当ウェブサイトで使用する保険等の名称は、正式名称にかえて略称または販売呼称を使用しています。  
（例）無配当選択緩和型入院一時金保険（無解約払戻金型）（002）⇒ 選択緩和型入院一時金保険  
無配当災害入院一時金保険（無解約払戻金型）（002）⇒ 感染症プラス入院一時金保険
- 各保険には「保険組立特約」が付加されています。
- 災害入院一時金は責任開始期以後の不慮の事故による傷害を原因とする入院、または責任開始期以後の所定の感染症による入院のとき支払います。
- 入院一時金および災害入院一時金の支払限度は、保険期間を通算してそれぞれ20回とします。なお、各入院一時金のお支払回数が通算限度に達した場合その保険は消滅します。
- 選択緩和型入院一時金保険および感染症プラス入院一時金保険は支払事由に該当する入院を2回以上した場合でも、つぎの場合は継続する1回の入院とみなし、各入院一時金は1回のみお支払いします。それぞれの入院の原因は問いません。
  - 各入院一時金が支払われた「最終の入院の退院日」の翌日からその日を含めて180日以内に開始した入院。
- 感染症プラス入院一時金保険は、責任開始日から10日以内に発病した感染症はお支払いの対象になりません。
- 「新型コロナウイルス」とは、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）に定める新型コロナウイルス感染症のことをいいます。
- 感染症プラス入院一時金保険では、新型コロナウイルス感染症が感染症予防法第6条第2～4項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後は災害入院一時金の保障対象外になります。
- 感染症プラス入院一時金保険の保障の対象となる感染症は、「新型コロナウイルス感染症」「腸管出血性大腸菌感染症」（例：O157）「コレラ」「ペスト」などの所定の感染症です。
- 責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に当社所定の高度障害状態または当社所定の身体障害状態に該当されたとき、以後の保険料の払込みを免除します。なお、感染症プラス入院一時金保険については以下の場合に該当したときに保険料の払込みを免除します。

- 責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に、身体障害状態に該当したとき。
- 不慮の事故による給付金・保険金等のお支払いは、不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に支払事由が発生した場合にかぎります。（180日を経過した場合は、疾病によるものとみなします）。

## その他のご注意点

- 指定代理請求特約について
  - 被保険者が給付金等を請求できない特別な事情があるときに、あらかじめ指定した指定代理請求人は被保険者の代理人として、給付金等を請求できる指定代理請求特約を付加いただけます。
- この保険には契約者配当金はありません。
  - この保険には解約払戻金はありません。
- 法令等の改正に伴う支払事由の変更について
  - 公的医療保険制度または先進医療の改正が行われた場合、当社は必要に応じて保険金・給付金などの支払事由を変更することがあります。

※1 選択緩和型入院一時金保険による保障

※2 感染症プラス入院一時金保険による保障

※3 更新および終身変更に関する事項について（保険期間10年の場合）

- 被保険者の健康状態にかかわらず更新制度により最長90歳まで保障を継続いただけます。更新後のご契約には、給付金、保険金等の削減はありません。また、保障期間が終身のタイプに変更することもできます。
- 更新または終身変更される場合は、保険期間が満了する2週間前までにお申し出ください。
- 保険料のお払い込みが免除されている場合はつぎの取り扱いはできません。
  - 終身変更
- 更新後の保険期間は、原則として更新前の保険期間と同一となります。ただし、更新前後の保険期間を同一とした場合、更新後の保険期間満了時における被保険者の年齢が90歳を超えるときは90歳までとします。（当社所定の範囲内で保険期間を変更することがあります。また、更新後の保険期間が10年未満となるときは、生存給付金特則を付加できません。）

○更新後・終身変更後の保険料は、更新前・終身変更前の指定契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢、保険料率等により新たに計算されます。同じ保障内容で更新、終身変更した場合、保険料は通常、更新前・終身変更前に比べて高くなります。また、保障内容によっては著しく高くなることもあります。

- ご検討にあたっては[「ご契約のしおり・約款」](#)  をあわせてご覧ください。

### 募集代理店

株式会社北海道銀行

〒060-8676 札幌市中央区大通西4丁目1番地

TEL 011-233-1070

### 〔引受保険会社〕

太陽生命保険株式会社

本社) 〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号

太陽生命サポートダイヤル 0120-95-8321 (通話無料)

営業時間 月曜～金曜 9:00～17:00

土日・祝日・年末年始(12/30～1/4)は休業します)

ネット保険に関するご相談は何でもお気軽に太陽生命サポートダイヤルまで

**0120-95-8321** (通話無料) 月～金 9時～17時

※土日・祝日・年末年始(12/30～1/4)は休業します。



Copyright(C) TAIYO LIFE INSURANCE COMPANY All rights reserved.

勧誘方針 | プライバシーポリシー | お客様の個人情報の取り扱いについて